

# 介護保険事業特別会計補正予算書

(第2号)



令和5年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)

令和5年度伊勢原市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和6年2月20日提出

伊勢原市長 高山 松太郎

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設運営管理等経費（令和5年度設定）	5年度から 6年度まで	千円 139,255
システム等保守管理経費（令和5年度設定）	5年度から 6年度まで	5,137千円及び 契約単価による額

介護保険事業特別会計補正予算  
に関する説明書

(第2号)

# 1 債務負担行為調書

(新規設定)

事 項	限度額 (千円)	負担額 (千円)	令和4年度末までの 支出額	
			期 間	金 額 (千円)
施設運営管理等経費（令和5年度設定）	139,255			
システム等保守管理経費（令和5年度設定）	5,137千円 及び契約単価 による額			

令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源  (千円)
期 間	金 額 (千円)	国県支出金 (千円)	市 債 (千円)	その他 (千円)	
5年度から 6年度まで	139,255	80,419		32,028	26,808
5年度から 6年度まで	限度額に同じ	1,580千円 及び契約単価 による額		629千円 及び契約単価 による額	2,928千円 及び契約単価 による額